

千葉中央メディカルセンター 面会規程

（目的）

第1条 本規程は、医療法人社団誠馨会千葉中央メディカルセンター（以下「当院」という。）における入院患者への面会に関し、必要な事項を定めることにより、患者の診療・療養環境の確保、院内感染の防止および防犯体制の維持を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当院の入院患者に対し面会を行おうとするすべての者（以下「面会者」という。）は、本規程に従わなければならない。

（面会時間）

第3条 面会時間は、原則として以下の通りとする。

1. 面会可能時間：14時00分 から 16時00分 まで（最終受付 15時45分）
2. 前項の規定にかかわらず、病棟の運用の都合または患者の病状等により、面会時間を変更または制限することがある。

（面会対象者および制限）

第4条 面会者は、原則としてご家族および当院が許可した者に限るものとする。

1. 面会は、原則として1回につき2名以内、面会時間は15分以内とする。
但し、個室に限り3名以内とする。
2. 感染防止の観点から、12歳未満（小学生以下）の者の面会は原則として禁止する。
但し、個室に限り年齢の制限は設けない。

（面会手続き）

第5条 面会者は、入館・退館時に以下の手続きを行わなければならない。

1. 面会システム「Dr.JOY」より入館受付を行う。
2. 発行された「面会許可証（シール等）」を着衣の視認しやすい位置に貼付する。
3. 退館時は、面会システム「Dr.JOY」より退館処理を行う。

（感染対策および衛生管理）

第6条 面会者は、院内において以下の感染対策を遵守しなければならない。

1. 院内および病室内での不織布マスクの常時着用。
2. 入退室時における手指アルコール消毒の徹底。
3. 発熱、発疹、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐等の症状がある体調不良者の面会禁止。

4. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、6日間面会禁止。
5. 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者は、6日間面会禁止。

(禁止事項)

第7条 面会者は、以下の行為を行ってはならない。

1. 病室および院内での飲食。
2. 生花、鉢植え、または生もの等、衛生管理上不適切な品物の持ち込み。
3. 他の患者の療養を妨げる言動、大声での会話、または長時間の滞在。
4. 許可のない撮影、録音、および酒気を帯びた状態での入館。

(特別許可)

第8条 以下の各号のいずれかに該当し、当院が認めた場合は、第3条および第4条の規定にかかわらず面会を許可することがある。

1. 手術、検査等の付き添いまたは実施前後の説明を受ける場合。
2. 病状説明、入退院の手続き等、病院側から来院を要請した場合。
3. 患者の容態変化等、緊急を要する場合。

(規程の改定)

第9条 本規程は、感染症の流行状況または社会情勢の変化に応じて、事前に通知することなく内容を変更することがある。

附 則

この規程は、2026年6月1日より施行する。